

**第3期大町町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び  
大町町人口ビジョン更新改訂支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領**

**1 目的**

この要領は、「第3期大町町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び大町町人口ビジョン更新改訂支援業務に係る公募型プロポーザル」は、民間事業者の専門的知識や経験に基づく支援を受けるため行うもので、価格面による競争のみならず、実績や企画力等を総合的に評価して、最も適当と思われる者を当該委託業務の受託候補者として選定することを目的とする。

**2 業務名**

第3期大町町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び大町町人口ビジョン更新改訂支援業務

**3 業務内容**

別紙「第3期大町町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び大町町人口ビジョン更新改訂支援業務仕様書」のとおり

**4 契約期間**

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

**5 委託限度額**

7,028,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
委託上限額を超過した場合は、失格とする。

**6 参加資格**

参加者の資格要件は次のとおりです。

なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とします。

- (1) 令和7・8年度大町町入札参加資格者名簿「物品・役務等」に登録されている事業所であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 大町町暴力団排除条例（平成24年大町町条例第1条）第2条第4号の規定に該当していない者であること。
- (4) 佐賀県及び大町町建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。
- (5) 本業務の申請日以前6か月から入札の日までの間、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 過去5年以内に、大町町と同等規模以上の自治体を対象とした、同種、関連業務の実績を有していること。
- (8) 九州県内に事業所又は営業所を有すること。また、九州県内の営業所配置の社

員を本業務担当者として配置すること。

## 7 参加申込方法

### (1) 提出書類

参加表明書類の用紙の大きさは A4 版を基本とし、文字の大きさは 11 ポイント以上とする。次の (①～⑥の順) に左 2 か所ホチキス留めとする。

No.	提出書類	様式
①	参加表明書 ※記名及び押印の上、提出すること。	様式 1
②	会社概要表 ※記載は 1 頁以内とし組織図 (任意様式) で添付すること。	様式 3
③	業務実施体制表 ※当該事業に従事する者の保有資格及び実務経験を記載すること。	様式 4
④	業務実績 ※過去 5 年間の実績を記載すること。 ※同種計画又は関連計画を記載すること。	様式 5
⑤	委任状	様式 8
⑥	《添付書類》 ア 全部事項証明書又は登記簿謄本 (写し可) イ 各納税・課税証明書 (写し可) ウ 契約書の写し等業務実績を証明する書類の写し エ 研究員の確認できる名簿の写し オ 各研修員の資格の免許証等の写し カ 各研修員の雇用関係を証明する書類の写し (健康保険証等) ※各種証明は 3 か月以内に発行されたものを提出すること。	

### (2) 提出部数

各 1 部

### (3) 提出期間

令和 7 年 5 月 9 日 (金) から令和 7 年 5 月 23 日 (金) まで

※閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

### (4) 提出方法

郵送又は持参にて提出すること。ただし、郵送については、令和 7 年 5 月 23 日 (金) の消印のものまで有効とし、発送の際その旨電話にて連絡すること。メールでの受付はしない。

### (5) 提出場所 (担当課)

〒849-2101 佐賀県杵島郡大町町大字大町 5017 番地

大町町企画政策課まちづくり政策係 (担当: 大島、梶原)

電 話: 0952-82-3112

F A X: 0952-82-3117

E-mail: [kikakuseisaku@town.omachi.saga.jp](mailto:kikakuseisaku@town.omachi.saga.jp)

### (6) 参加承認

本プロポーザルの参加承認の可否の連絡は、令和 7 年 5 月 28 日 (水) までに

参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知します。

## 8 質問の受付及び回答

### (1) 受付期間

令和7年5月9日(金)から令和7年5月16日(金)まで

※閉庁日を除く午前9時から午後5時まで

### (2) 提出方法

別紙「質問書(様式6)」により電子メールで担当課(15 問合せ先 企画政策課)宛てに送信すること。電話又は直接来庁による質問には応じない。

### (3) 質問への回答

質問に対する回答は、質問者名を伏せたうえで、令和7年5月21日(水)まで大町町ホームページに掲載するものとする。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 企画提案書の作成について

①企画提案書の用紙の大きさはA4版とし、文字の大きさ11ポイント以上とし、20ページ以内とする。

②企画提案書を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、企画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

### (2) 次の書類を一式(①～⑥)

No	提出書類	様式
①	企画提案提出書類 ※記名又は押印の上、提出すること	様式7
②	業務実績 ※過去5年間の実績を記載すること。 ※同種計画及び関連計画を記載すること。	様式5
③	業務実施体制等 ※当該事業に従事する者の保有資格及び実務経験を記載すること。	様式4
④	業務工程表	任意様式
⑤	企画提案の内容 ※仕様書にある業務の目的・内容及びに沿っていること。 ※別紙二次審査基準の項目(企画提案)に沿っていること。	任意様式
⑥	参考見積書 ※本業務における参考見積書を提出すること。本業務に係る全体の経費とし、積算に当たっての根拠等の内訳書も併せて提出すること。 ※金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。	任意様式

### (3) 提出部数

- ・ 原本(企画提案書等一式①～⑥) : 1部 (片面印刷 A4 フラットファイル綴じ)
- ・ 副本(企画提案書等一式①～⑥) : 11部 (片面印刷 A4 フラットファイル綴じ)

### (4) 提出期間

令和7年5月28日（水）から令和7年6月13日（金）まで

※閉庁日を除く午前9時から午後5時まで。

なお、期間内に企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出方法

郵送又は持参にて提出すること。ただし、郵送については、令和7年6月13日の消印のものまで有効とし、発送の際その旨電話にて連絡すること。メールでの受付はしない。

(6) 提出場所

7(5)に記載の担当課

### 10 一次審査（書類審査）

参加表明者が3者以上あり、かつ参加資格要件を満たすと認めたものに対し、一次審査（書類審査）を行う。

(1) 開催日時

令和7年6月4日（水）

(2) 一次審査の審査基準

書類審査の2項目の合計点数の上位3者程度が二次審査（プレゼンテーション審査）に進むものとする。

なお、書類審査については、参加表明書類 No. ③④を基に事務局が採点を行う。採点の結果、同点となった場合は、同種計画の受託実績数の多い参加表明者を上位とする。

評価項目	評価基準	配点
業務実施体制等	同種・同計画の実務経験年数10年以上の主任担当者を配置し、本業務に必要な資格を有しているかどうか。	5
	5人程度の人員配置がなされていることを基本とする。（専任が望ましいが、兼務でも支障なければ可）・役割分担が明確し、必要な稼働率が確保されているか。	5
業務実績	同種計画、又は関連計画の業務実績をどの程度有しているのか。 ※同種計画は、総合戦略 関連計画は、総合計画	5
	人口5千人以上から人口3万未満程度の自治体で実績があるかどうか。	5
合 計		20

(3) 結果通知

一次審査（書類審査）で採択された参加表明書について、二次審査（プレゼンテーション）を行う。

### 11 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査（書類審査）で採択された参加表明者について、二次審査（プレゼンテーション）を行う。

(1) 開催日

令和7年6月下旬予定（詳細については後日連絡）

(2) プレゼンテーション方法

プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って行うものとする。

プレゼンテーションへの参加人数は3人までとする。

プレゼンテーションの時間は、各事業者20分以内（準備時間除く。）とし、その後質疑応答の時間を20分程度設けるものとする。

プレゼンテーションに当たり必要な機材等は、各事業者が用意すること。

### (3) 参加の辞退

参加表明書提出後、都合により辞退する場合は、参加辞退届（様式2）を令和7年6月13日（金）を必着とし、郵送又は持参により提出すること。

### (4) 審査

本プロポーザルの審査は、本町職員等で構成される「審査委員会」によるものとし、最高点を獲得した参加表明者を本業務の受託予定者とする。なお、受託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は、次順位及びそれ以降の順位者を繰り上げ、新たな受託予定者とする。

### (5) 二次審査の審査基準

二次審査の審査基準は、別紙のとおりとし、最低基準点は6割とする。

なお、提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、受託予定者とする。

### (6) 選定結果の公表・通知

二次審査の結果については、審査終了後、プレゼンテーションに参加した参加表明に電子メールにて通知し、併せて大町ホームページにも掲載する。なお、受託予定者選定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとする。また、審査内容詳細説明や異議申立ては一切認めない。

## 1.2 契約に関する基本事項

候補者に選定された事業者と大町町が協議し、企画提案書による内容を基本として、本業務の委託に係る仕様書を確定させた上で、随意契約に向けた交渉を行う。

なお、候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなったとき若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点者に選定された事業者と交渉を行うものとする。

## 1.3 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正と認められる行為があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積書の見積額（税込）が5の額を超える場合
- (6) 契約締結日までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- (7) その他本実施要領に違反した場合

## 1.4 その他留意事項

- (1) 提案書の作成費用等、応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は、一切認めない。

- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 参加申込書及び提案書などを提出後、辞退を行う場合は、速やかに参加辞退届（様式第 6）に記入し、大町町企画政策課に事前に電話連絡したうえで、持参又は郵送で提出すること。なお、当該書面の提出後はいかなる理由があっても本プロポーザルへの再参加は認めない。

## 1 5 問合せ先

〒849-2101 佐賀県杵島郡大町町大字大町 5017 番地  
 大町町企画政策課まちづくり政策係（担当：大島、梶原）  
 電 話：0952-82-3112  
 F A X：0952-82-3117  
 E-mail：[kikakuseisaku@town.omachi.saga.jp](mailto:kikakuseisaku@town.omachi.saga.jp)

## 1 6 スケジュール

項 目	期日等
実施要領の公告	令和 7 年 5 月 9 日（金）
質問の受付期間	令和 7 年 5 月 9 日（金） 令和 7 年 5 月 16（金）午後 5 時まで
参加申込書類提出期間	令和 7 年 5 月 9 日（金） 令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時まで
質問に対する回答	令和 7 年 5 月 21 日（水）
参加確認通知	令和 7 年 5 月 28 日（水）
企画提案書類提出期間	令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時まで
一次審査（書類審査）	令和 7 年 6 月 4 日（水）
一次審査結果通知	一次審査後、速やかに通知します。
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 7 年 6 月下旬予定
審査結果通知	二次審査終了後、速やかに通知します。

<別紙>

第3期大町町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び大町町人口ビジョン更新  
改訂支援業務公募型プロポーザル二次審査基準

審査項目	評価項目	評価視点	配点
組織 (20点)	業務力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験・実績があるか。	10
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か（担当者が人口分析・計画に実務経験が有るか、構成、工程の的確性、妥当性）	10
企画提案 (100点)	提案内容の的確性	地方創生の更なる強化、持続可能なまちづくりの取り組みを進めるため、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」及び佐賀県の総合戦略等の動向を踏まえた実施方法、実施内容となっているか	20
		町の現状等を把握し、第5次大町町総合計画をはじめ、関連計画に沿った提案がなされているか。	10
	提案内容の実効性	「第二期大町町総合戦略及び人口ビジョン」の実績値と目標値の乖離を踏まえ、その要因を定量・定性の両面から分析し、次期戦略に資する実効的な改善方策を提案すること。	40
		その他、独自提案として企画提案者のこれまでの実績、経験等を踏まえて、計画策定における有益な提案内容で、かつ、実効性のある提案をすること。	30
総合的理解度 (30点)	理解度	当該業務の目的・背景の理解及び提案と業務仕様書との整合がとれているか。	10
	プレゼンテーション及びコミュニケーション能力	当該業務に対する熱意や自信、プレゼン能力やヒアリングの受け答えが優れているか。	20
価格 (20点)	見積金額	配点×（参加者の最低見積金額／自社の見積金額）	20
合計			170



①審査項目について

評価は、審査項目ごとの評価基準を参考とし、審査項目ごとの5段階評価とする。その際「C 普通である」を基準とし、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断する。

評価		得点
A	当審査項目において優れている	配点×1.0
B	当審査項目においてやや優れている	配点×0.8
C	当審査項目において普通である	配点×0.6
D	当審査項目においてやや劣っている	配点×0.3
E	当審査項目において劣っている	配点×0